

第 78 回草津市障害児(者)自立支援協議会 定例会議

日時：令和 3 年 7 月 8 日(木) 10:00～11:30

会場：ZOOM (オンライン会議)

草津市役所 8 階大会議室

1. 開会

2. 全体会議（書面会議）の報告

3. 新型コロナウィルス感染症対策の取り組みについて
報告「新型コロナウィルス陽性者発生事例について」

4. 対応フロー図の活用と前回からの修正点

5. 意見交換

6. まとめと今後の取り組みについて

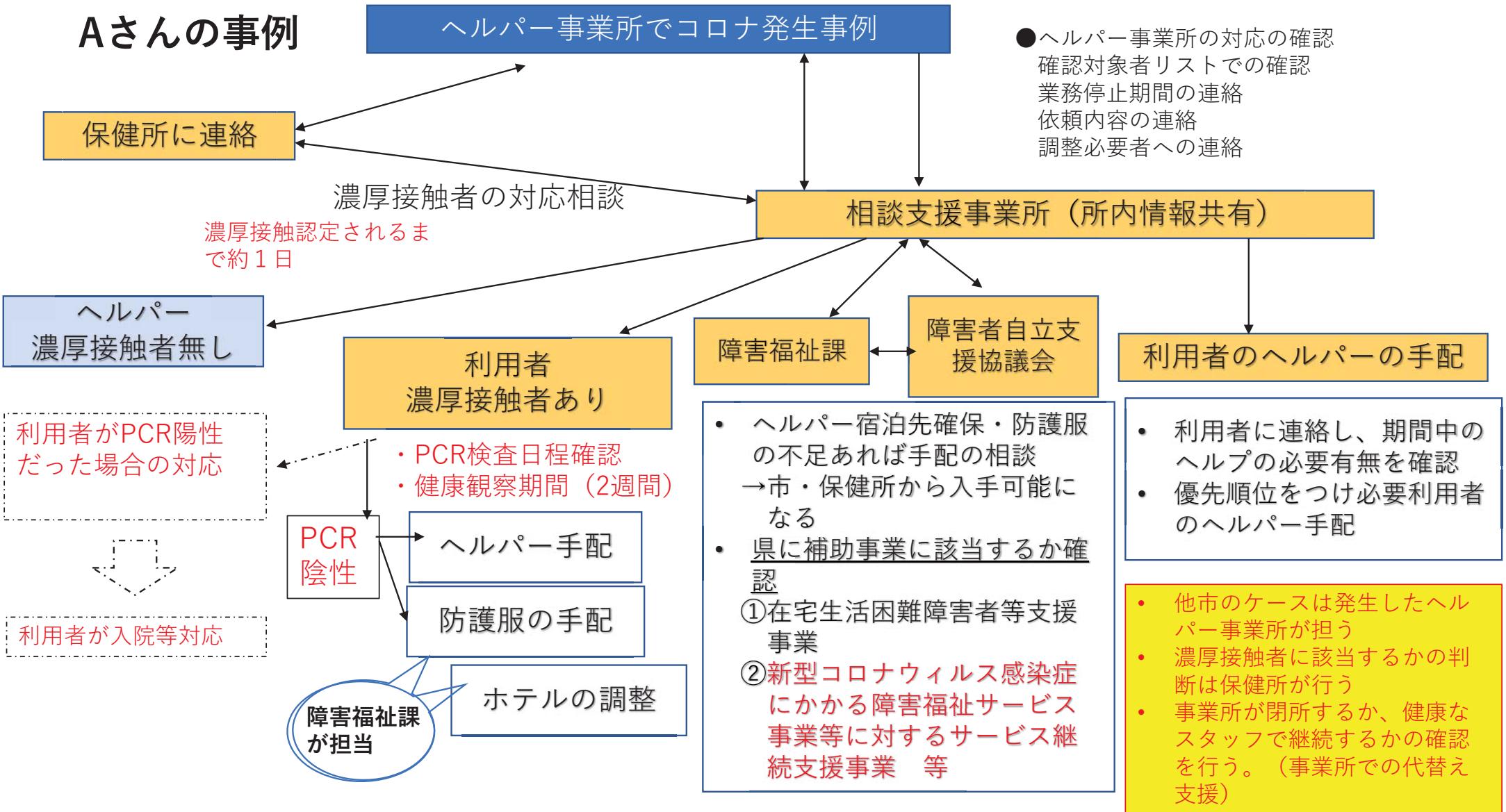
7. 閉会

定例会議次回予定：9月22日（水）9時30分～

《配布資料等》

- ◆ Aさんの事例（ヘルパー事業所でコロナ発生事例）
- ◆ 草津市新型コロナウィルス感染症による在宅生活困難障害者支援フロー
- ◆ フローチャートの変更点
- ◆ 修正前コロナ対応フロー（参考資料）
- ◆ 定例会議アンケート

Aさんの事例



草津市新型コロナウイルス感染症による在宅生活困難障害者支援フロー（令和3年7月8日案）

★発生後必ず対応する事

【発生!】 障害者の支援ができない時(できないと予想される時)

障害者の家族・訪問系の事業所・通所事業所の職員が感染陽性・濃厚感染者に確定（おそれ）

1. 関係機関に連絡

- 濃厚接触者の発生の一報・情報共有

●濃厚接触者の発生の一報・情報共有

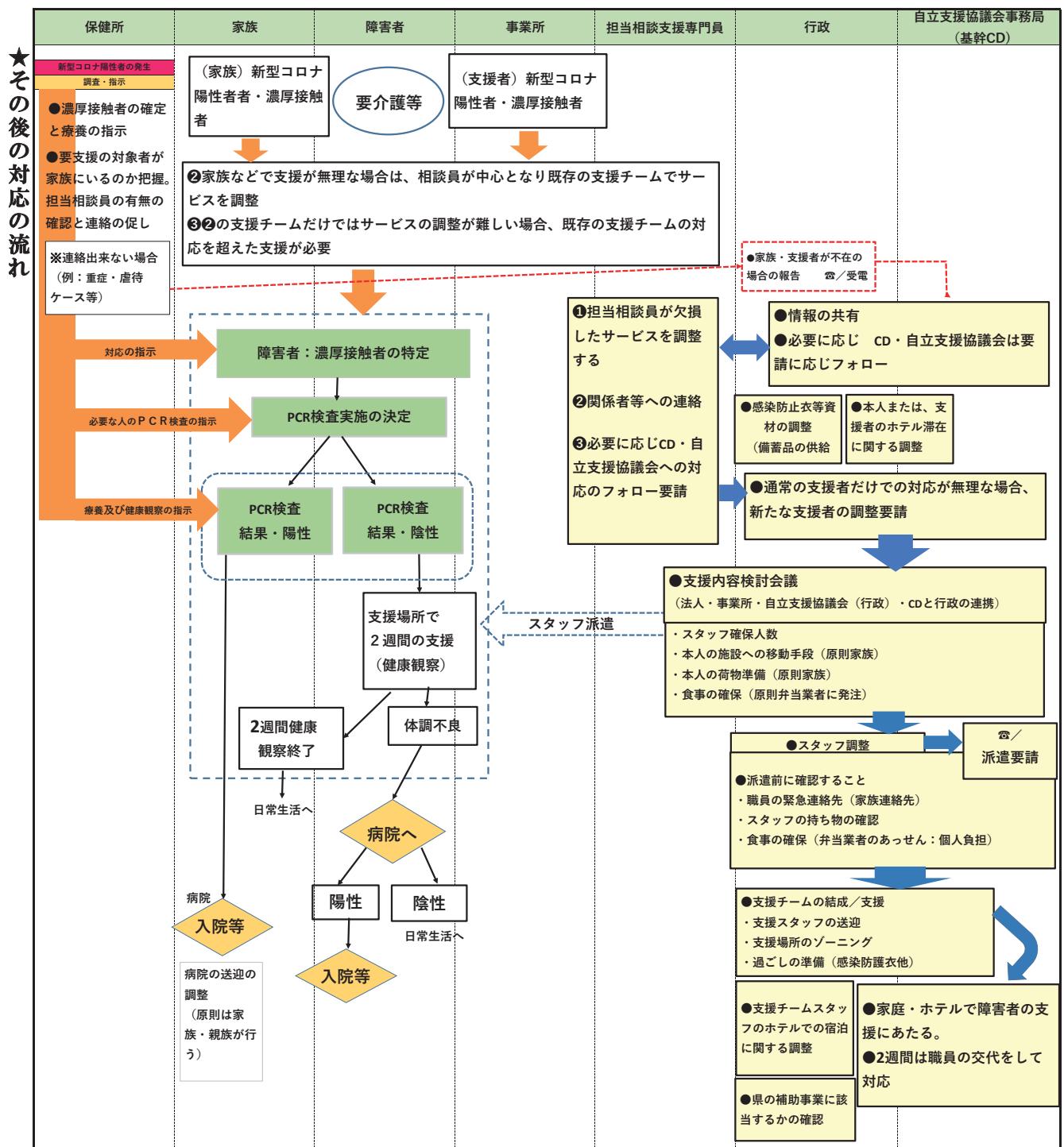
【日中】草津市市役所 障害福祉課 077-561-6972

草津市障害児（者）自立支援協議会事務局（CD）077-569-0356

【休日・夜間】草津 市役所（守衛室） 077-561-2499

2. 支援の必要性に応じて対応を判断

- ①家族等で濃厚接触者である障害者を支援（原則）
- ②家族などで支援が無理な場合は、相談員が中心となり既存の支援チームでサービスを調整
- ③②の支援チームだけではサービスの調整が難しい場合、既存の支援チームの対応を超えた支援が必要



草津市新型コロナウイルス感染対応フロー チャートの変更点

	変更ポイント	変更前	変更後の対応
①	フロー チャートの見方	家族や支援者の S O S があってからの対応が表記されていたため、順を追って確認する必要があった。	対応が必要な時に、「まず何をしたら良いのか」が、パッと見てわかりやすいように焦点を絞った。
②	フロー チャートの対応範囲の変更	新型コロナウイルス感染症にかかる在宅生活困難障害者等支援事業に特化したフロー チャート	濃厚接触者が発生した時の支援者が行うことの全体的な対応のフローに変更。
③	担当者	派遣スタッフの欄の削除	派遣スタッフの感染等の対応は一般的な対応と同様となるため、健康に障害が起きた時などの流れの記載は削除する。派遣スタッフの健康に障害が出た時の対応は別途示す必要がある。
④	担当相談支援専門員の役割を明確化	全体的にあいまいな記述。	事例を踏まえての変更。家族や支援者が陽性者及び濃厚接触者になった場合、相談支援事業所の担当相談支援専門員は、介護ができない家族の対応、支援に入れなくなったヘルパーの代替え調整を速やかに行う。
⑤	市障害福祉課の役割の明確化	市と自立支援協議会全体で対応との記述。役割がはっきりしていない。	行政の欄に整理 ①新型コロナ陽性者、濃厚接触者の発生の一報の受電 ②障害者自立支援協議会・CDとの連携 ③濃厚接触者の障害者、支援スタッフの宿泊場所の調整 ④補助金該当の有無の確認 ⑤保健所との調整（家族や担当相談員がいない場合等）
⑥	自立支援協議会・CDの役割の明確化		一事業行所内で複数の利用者が関係する場合、速やかにその調整をしなければならないことが課題。要請に応じ、CD、自立支援協議会等がサポートに入るというよう変更した。

第78回 開催状況報告

草津市自立支援協議会令和3年度7月開催分

報告者：草津市立障害者福祉センター 藤澤貴文

開催日	令和3年7月8日（木）10:00～11:30	開催場所	WEB（ZOOM）と会場（市役所）
構成機関数	116 機関	出席機関数	ZOOM：27 機関（台） 会場：14 機関

議題

新型コロナウィルス感染症対策の取り組みについて

- ① 全体会議（書面会議）の報告
- ② 新型コロナウィルス陽性者発生事例について
- ③ 対応フロー図の活用と前回からの修正点
- ④ 意見交換
- ⑤ まとめ

議事録

議題	主な報告内容	意見・質問等
開会あいさつ	草津市心身障害児者連絡協議会 理事長 園田より 本人あるいは家族が新型コロナの濃厚接触者になった場合、どうやって生活を継続するのか、誰がサポートするのか、そして、県の補助事業も使いながら草津市でどんな仕組みを作ったらしいのか等、昨年より議論を積み重ねてもらっている。今回の報告と資料をみんなに点検して頂いて、忌憚のない意見を頂きたい。	
① について	草津市立障害者福祉センター長より △全体会議の報告。 全体会議の報告は書面でさせてもらっている。その時にもらった意見を紹介したい。 ・講演会もオンラインで開催できてよかったです。 ・今後も、ZOOMでの会議を取り入れてほしい。 ・一人一人ではなく、チームとして、事例検討会などができるたらいいかなと考えている。 以上。その他に、書面についての指摘はなかったので、全体会議についての内容は一定の理解を得られたと思う。	
② について	ほっとココ 相談員より 居宅介護事業所のヘルパーが陽性者となり、Aさんが濃厚接触者と特定された。それに伴い、2週間事業所を停止した。（Aさんは、一人暮らしをしていて、24時間体制で支援が必要。9事業所が支援に入っていている。） 事業所からの一報の後、ほっとココではまず影響のある利用者をリストアップした。そこで、事業所と連絡を取り、代替支援が必要かの確	

	<p>認をした。</p> <p>この件があったのは土曜日で、休みの相談員もあり、担当でないとケースが分からぬ利用者もいたので、その場合は緊急で連絡を取つたりした。</p> <p>※ほっとココでは、その後、振り返り会議にて、緊急連絡の必要な案件であることの再確認を行つた。</p> <p>↓</p> <p>濃厚接触と断定されるまでには約1日あって、疑いのある状態の時にすでに支援に入っていたという状況があつたので、そのヘルパーに防護服の手配だつたり、ホテルの調整だつたりを障害福祉課とも連絡を取つて行つた。</p> <p>あと、基本的な情報としてご存知だとは思うが、支援者がしっかりとした感染防止対策を講じていれば、濃厚接触者には該当しないという原則がある。ただ、そつは言つても、何らかの形で不確実な情報が家族に流れたりすることもある。風評被害とまではいかないが、そういうこともあつたので、正確な情報をきちんとまとめてから利用者や行政に伝えていくのが重要。また、リスクを分散するためには、日ごろから複数の事業所とつながつておくことが望ましいのではないか。資料にもあるように、PCRの結果で陰性となつてからも経過観察期間があるので、その間は相談員とヘルパーが連絡を取り合つて協力して対応したという経緯だつた。</p>	
(3) について	<p>基幹コーディネーターより</p> <p>以前に作ったフローチャートを今回修正した。実際に使えるフローにしたいので、みなさんの意見を頂きたい。</p> <p>どこが前回と変わったのかを説明する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. フローチャートの見方⇒発生後にまず何をしたらいいかがパッと見て分かるようにした。 2. 対応範囲⇒補助事業の運用範囲だけではなく、発生後に支援者が行う全ての対応について範囲に含めた。 3. 担当者⇒派遣スタッフの健康面に何かあつた際の流れの記述は削除し、別途示す。 4. 相談員の役割の明確化⇒あいまいであったので、事例を踏まえ、家族対応、代替の調整を速やかに行うことと明らかにした。 5. 障害福祉課の役割の明確化⇒自立支援協議会と一体となってといふ記述だったので、市は発生の一報の受電、コーディネーターと連携の上、濃厚接触者となつた者の宿泊場所の調整、補助金に該当するかの確認、保健所との調整を行うこととした。 6. 自立支援協議会とコーディネーターの役割の明確化⇒一つの事業所では対応できないような事態の時に、速やかにその調整やサポートを行うこととした。 <p>◇今回のフロー図の説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上の段で、発生後に必ず対応することを記載。まず関係機関に連絡をした上で、支援の必要性に応じて次の3つのいずれか判断をする。 <ol style="list-style-type: none"> ① 家族等で障害者を支援。 ② 既存の支援チームで支援。 ③ 既存を超えた支援を調整。 <ul style="list-style-type: none"> ・下段で、上記の流れを具体的に記載。 	

	<p>(※フロー図参照)</p> <p>意見交換</p> <p>④について</p> <p>(質問) ↓ (回答)</p> <p>基幹コーディネーターより</p> <p>初めての事例で、一人暮らしでもあり、次から次へとヘルパーが入っていた。陽性か陰性かが特定されるまで1日弱あり、その間の対応として、分かった時点からすぐに感染防止の徹底をさせてもらった。その用具もたくさん要ったので市に相談して市からも提供してもらって助かった。それと、その事業者が関わっている利用者がほっとココだけで10名近くいたので、その欠損する支援を調整するのは大変だった。今回は既存の支援を超えての検討会議などは開かなくて済んだので良かったかなと。</p> <p>(質問) ↓ (回答)</p> <p>障害福祉課より</p> <p>まず、一つ目は、この仕組みは草津市の自立支援協議会なので、草津市が援護主体となる。援護主体にもいろいろルールがあるが、基本的には住民票があるところとなる。</p> <p>あと、基本としては障害のある方というのは、手帳のある方ということにはなるが、ちょっとこれは分からぬからどうしたらいいだろう？ということがあれば、フローチャートにあるようにまずは関係機関（この図でいけば障害福祉課か自立支援協議会）に連絡してもらつたらいいかと思う。</p> <p>そして、このフロー図は、まだ案の段階で、皆さんの意見を頂いてブラッシュアップさせて完成させていきたい。</p> <p>(質問) ↓ (回答)</p> <p>障害福祉課より</p> <p>ワクチン接種については、市のワクチン対策室というところが一括して仕切っている。同じ資料が手元にもあって、確かに居宅は優先接種から外れている。私見だけ言うと、居宅も優先的にすべきだが、ホームページに書かれている以上の情報については持ち合わせていない。今後、こういう声が上がっているという事は必ず担当課に伝えていく。</p> <p>(意見と質問) ↓ (回答)</p> <p>基幹コーディネーターより</p>	<p>●障害福祉課より 先程の報告事例への対応の中で、一番困った事、そしてどのように対応したか聞きたい。</p> <p>●グループホーム管理者より この仕組みの対象となる方の棲み分けはどうなっているのか？ 例えば、本籍地が草津だけど実際は大津市の寮に仮住まいをしているとか、そういう場合に対応してもらえるのか？ということと、障害者と言われる人の基準があいまいで、例えば手帳はないけど、グレーゾーンの人はどうなるのか？の2点について聞きたい。</p> <p>●通所支援事業所より ワクチンについて、草津市より7月7日に基礎疾患の有する方とか高齢者施設に従事する者に優先接種するという知らせがリリースされているが、その中で、居宅とか訪問系のサービスが除外されている。先ほどの事例も他人事でなく、もし出たら踏みとどまつていけるのかと心配になる。やつと優先接種が来たと思ったら、こんな形で、入所型や共同生活援助はいいけど居宅は外れるというのはどういうことなんだろう？</p> <p>●通所事業所より こんな事例があった。4人家族で、家族が陽性になり、2週間の経過観</p>
--	--	--

	<p>一つのご意見について、原則家族というのはあるが、その都度、相談員が間に入り、市と協議しながら対応はしている。支給量の範囲内であれば融通も利くし、範囲外でも検討は可能。</p> <p>2点目の質問については、センター長より回答</p> <p>実際、支援スタッフを募集するにしても課題が未整備なまま残っていて、事務局としては、その辺りの事も含めて、様々な角度からこの事を考える場を持ちたいと考え、今回、部会あるいはプロジェクトを立ち上げたいと考えている。</p> <p>(意見)</p> <p>↓</p> <p>センター長より</p> <p>新型コロナウィルスに関連していろんな意見を頂いたが、改めてまだまだ課題ややらなければいけないことがたくさんある。そういう意味で、先般にも申し上げたコロナについての対策プロジェクトを立ち上げて検討をしていきたい。この場を借りてそれについての理解を得たい。その点も含めてアンケート等ででも返して頂けたらと思う。この場では一定の理解を得たものとさせて頂きたい。</p>	<p>察となった。なんとか、家族で乗り切ったが、2週間が限度の疲れ具合だった。2週間はなかなか長い。原則、家族でというのもあるが、相談員も入ってのフォローアップが必須。</p> <p>あと、既存の支援を超えた場合の新たな体制は本当に組めるものなのか？この調整の難しさは相談員としてもそうだし、出す側の事業所もなかなか厳しいのではない</p> <p>か？</p> <p>●就労系支援事業所より</p> <p>このフローの仕組みでイメージしているのは、サービスを利用している障害のある人ということで、サービスを使っていない人が草津市でも多数いる。あと、就労系のサービス利用の人では半数くらいがセルフになっている現状で、そういう人たちへの対応は、自立支援協議会とか障害福祉課とかになるか、そのニーズをキャッチした人が相談支援専門的な役割をしないといけない。そういう時どう対応するかも念頭においておかないといけない。</p> <p>●発達支援センターより</p> <p>発達障害のお子さんことで情報提供させてもらう。</p> <p>昨年度から、保護者が入院した場合は、基本的には子も一緒に入院となるか、もし医療機関の受け入れが難しければ児童相談所の一時保護での対応となる。(県からの説明通り)</p> <p>ただ、細かく言うと、上記の医療機関か児童相談所かの決定は保健師が家庭状況とか医療の状況を見て判断することになる。実態としては、児童相談所での保護に至るのは少なく、別の施設での受け入れが多い。</p>
閉会		<p>オンラインも終了。</p>